

私道整備助成制度のご案内

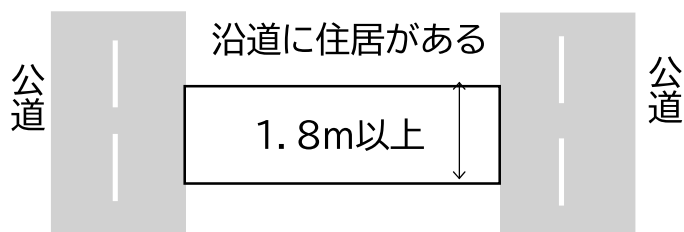
通り抜け私道の助成率を拡充しました

(令和8年4月1日以降の申請に適用されます)

助成内容が拡充

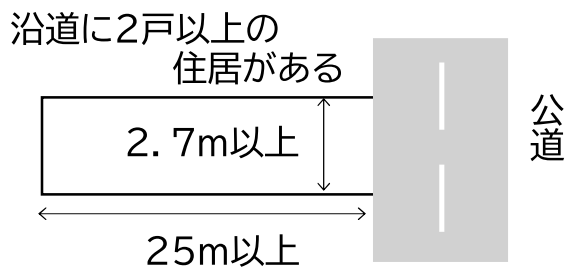
通り抜け私道

工事費※の 80%⇒**100%**以内



行き止まり私道

工事費※の 80%以内



区では、老朽化した私道の舗装補修工事等に利用できる制度を実施しています。不特定多数の方が自由に通行できる**通り抜け私道**は、適切な維持管理の促進と安全確保のため、**助成率を100%に拡充**します。
(行き止まり私道は、現行の80%を据え置きます。)

「工事費※」は「区が算出した工事費」をいい、助成額は「区が算出した工事費」に助成率を乗じた額と「実工事費」のうち低い金額になります。

助成条件

- 築造後5年以上経過し、公道に連絡していること。
- 再助成(全体)の場合、助成を受けてから20年以上経ち、全体が著しく破損していること。
- 再助成(一部)の場合、助成を受けてから10年以上経ち、一部分において舗装及び側溝が著しく破損していること。

その他詳しくは、区HPをご覧ください。



発行:

世田谷区 土木部豪雨対策・下水道整備課
玉川1-20-1 ☎03-6432-7963

お問合せ先

私道整備助成の受付は、地域の土木管理事務所で
行っています。
お住いの地域の土木管理事務所へご相談ください。

【世田谷】

世田谷土木管理事務所 若林1-34-2
☎ 03-3424-2790 Fax 03-3424-2501

【北 沢】

北沢土木管理事務所 代田5-19-1
☎ 03-5486-7010 Fax 03-3412-6847

【玉 川】

玉川土木管理事務所 中町4-35-11
☎ 03-3702-4914 Fax 03-3702-3762

【 砧 】

砧土木管理事務所 大蔵4-6-2
☎ 03-3417-9571 Fax 03-3417-9573

【烏 山】

烏山土木管理事務所 粕谷4-9-27
☎ 03-3308-8133 Fax 03-3305-2484